

令和5年度第9回 下関市農業委員会総会議事録

日 時 令和5年12月8日(金)
午前9時30分 ～ 午前10時40分
場 所 川棚公民館 2階講堂

会議構成員及び現在総数

会 議 構 成 員 18 名
現 在 数 18 名
出 席 総 数 16 名
欠 席 総 数 2 名

| 議番 | 氏 名 | 出欠 |
|----|--------|----|
| 1 | 阪田 実 | 出席 |
| 2 | 新久保 克己 | 出席 |
| 3 | 浦岡 昌博 | 出席 |
| 4 | 藤野 俊孝 | 出席 |
| 5 | 田崎 育子 | 出席 |
| 6 | 岡本 住子 | 出席 |
| 7 | 下田 敏純 | 出席 |
| 8 | 加藤 ソメ | 欠席 |
| 9 | 石田 安男 | 出席 |
| 10 | 田上 光義 | 出席 |
| 11 | 河本 隆一 | 出席 |
| 12 | 坂田 謙祐 | 欠席 |
| 13 | 伊田 喜弘 | 出席 |
| 14 | 山田 正信 | 出席 |
| 15 | 藤本 康洋 | 出席 |
| 16 | 金田 豊和 | 出席 |
| 17 | 岩本 憲慈 | 出席 |
| 18 | 有田 孝義 | 出席 |

本会議に出席した事務局職員

事務局長外4名

傍聴人 0 名

令和5年度第9回総会

(開始時刻 9時30分)

事務局（小山事務局長）

それでは、ただいまから総会を始めさせていただきます。

本日の委員の出席状況でございますが、委員総数18名のうち、本日出席の委員は16名、欠席委員は2名でございます。

したがって、出席委員数が在任委員数の過半数を超えておりますので、「農業委員会等に関する法律第27条第3項」の規定に基づき、本日の総会が、「成立いたしますこと」をご報告申し上げます。

それでは、山田会長からご挨拶を賜りまして、そののち、「下関市農業委員会総会会議規則第6条及び第7条」の規定に基づき、議長である会長の「開会の宣告」ののち、お手元の総会次第に従いまして議事を進めさせていただきます。

それでは、会長、よろしく願いいたします。

議長（山田会長）

（会長挨拶）

先ほど、事務局から報告がありましたように出席委員が過半数を超えています。本日の総会は、成立いたしますので、「令和5年度第9回定例総会の開会」を宣告します。

それでは、議事に入ります前に総会会議規則第19条第3項の規定に基づきまして私のほか2名の委員が署名することとなっておりますので、私の方から指名させていただきます。

本日の総会の議事録署名委員に、議席番号7番、下田敏純委員と議席番号9番、石田安男委員のご両名を指名させていただきます。どうかよろしく願いいたします。

議事に入ります前に、前回総会での事務局説明に誤りがあったことが判明したため、事務局より、説明の機会を求められました。

許可をしたいと思います。よろしいでしょうか。

（異議なしの声あり）

よろしければ、事務局からの説明を許可します。

事務局（中川事務局主幹）

発言の機会をいただき、誠にありがとうございます。

それでは、ご説明いたします。本日もお配りしております説明資料をご覧ください

い。先月総会の議案第1号、農地法第3条第1項の規定による許可についての1番と2番の事務局説明に誤りがあることが判明いたしましたので、訂正と報告をさせていただきます。

営農型太陽光発電設備の設置に必要な区分地上権の設定の説明の際に、太陽光発電設備の設置者と土地所有者が異なっていることから、区分地上権の設定が必要との説明をいたしました。土地所有者ではなく、正しくは、設置者と耕作者が異なっている場合に、区分地上権の設定が必要であることが判明したものでございます。

1番の案件については、耕作者と設置者の借受人が異なっておりましたので、区分地上権の設定が必要となりますが、2番の案件については、耕作者と設置者の借受人が同じ法人となりますので、区分地上権の設定は、不要な案件とはなりますが、申請者が許可書の交付を希望されましたので、山口県農業会議にも相談し、また、総会においても許可する旨として議決をいただいておりますので、令和5年11月30日付けで、許可書を交付させていただきました。

以上、訂正と報告でございます。大変申し訳ございませんでした。

議長（山田会長）

事務局からの説明が終わりました。

質疑は、ございませんか。

ないようですね。事務局には今後、事務の執行にさらなる注意をお願いします。

それでは、議事に入ります。日程第1「議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可について」をお諮りいたします。

なお、4番の案件については、農業委員会等に関する法律第31条「議事参与の制限」に、議席番号■■■番、■■■■委員が該当しますので、まず1番から3番及び5番と6番について審議し、■■■■の退席ののち、4番について審議することといたします。

それでは、1番から3番及び5番と6番について、事務局の説明を求めます。

事務局（中川事務局主幹）

それでは、ご説明いたします。以降、着座にてご説明いたします。

総会議案書1ページをお開きください。1番、申請者、土地の所在等は、議案書に記載のとおりでございます。登記地目は、畑1筆で、面積は、304㎡、位置図は3、4ページ、公図は、5ページをご覧ください。申請地は、下関市役所豊北総合支所粟野支所から北東へ、約540mに位置している、過去に農業公共投資の対象となった農地です。

申請理由は、県外に居住しており、耕作及び管理が困難な譲渡人の要望に、親戚である譲受人が応じ、農業を始めるものです。

申請地は、譲受人の自宅から■■■■の距離に位置しており、譲受後は、白菜やキャベツ等の野菜を栽培する予定で、贈与による所有権の移転となっております。

1ページに戻りまして、2番、申請者、土地の所在等は、議案書に記載のとおりでございます。登記地目は、畑1筆で、面積は、495㎡、位置図は6、7ページ、公図は、8ページをご覧ください。申請地は、下関市役所清末支所から南西へ、約1.1kmに位置している、農業振興地域内白地の農地です。

申請理由は、高齢で耕作が困難となり農業後継者もない譲渡人の要望に、譲受人が応じたものでございます。

申請地は、譲受人の自宅から■■■■の距離に位置しており、譲受後は、ミカンや柿等を栽培する予定で、売買による所有権の移転となっております。

1ページに戻りまして、3番、申請者、土地の所在等は、議案書に記載のとおりでございます。登記地目は、畑1筆で、面積は、154㎡、位置図は9ページから11ページ、公図は、12ページをご覧ください。申請地は、下関市役所豊北総合支所から東へ約850mに位置している農業振興地域内白地の農地です。

申請理由は、譲受人の要望に、市外に居住しており、耕作及び管理が困難な譲渡人が応じたもので、譲受人は、新規に農業を始める計画となっております。

申請地は、譲受人の自宅から近く、譲受後は、白菜やトマト等の野菜や花きを栽培する予定で、売買による所有権の移転となっております。

総会議案書2ページをお開きください。5番、本案件は、遺言執行者による単独申請となっております。農地法施行規則に、申請書を提出する場合には、「当事者が連署するものとする。」となっておりますが、但し書きにより、遺贈その他の単独行為による場合は、単独での許可申請が認められており、農地法に係る事務処理要領において、遺贈の場合には、遺言者又はその相続人若しくは遺言執行者と示されておりますので、例外的に単独申請が認められる案件となります。

それでは、ご説明いたします。申請者、土地の所在等は、議案書に記載のとおりでございます。登記地目は、田内用悪水路1筆で、面積は、988㎡、位置図は16、17ページ、公図は、18ページをご覧ください。申請地は、下関市役所吉田支所から北西へ、約840mに位置している、農業振興地域内の農用地です。

申請理由は、遺言によるものでございます。

申請地は、譲受人の自宅から■■■■■■■■■■の距離に位置しており、譲受後は、柿や梅を栽培する予定で、遺贈による所有権の移転となっております。

2ページに戻りまして、6番、申請者、土地の所在等は、議案書に記載のとおりでございます。登記地目は、畑1筆で、面積は、419㎡、位置図は19、20ページ、公図は、21ページをご覧ください。申請地は、下関市役所内日支所から北東へ、約1.6kmに位置している、農業振興地域内白地の農地です。

申請理由は、高齢となり維持管理が困難な譲渡人の要望に、譲受人が応じたものでございます。

申請地は、譲受人の転居予定地から■■■■■■■■■■の距離に位置しており、譲受後は、現存する栗の木を管理する計画で、売買による所有権の移転となっております。各譲受人は農地を効率的に利用し、耕作に必要な労働力、農業用機械を所有しており、周辺農地の農業上の総合的な利用の確保に支障が生ずる恐れがないことから、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可基準を満たしていると考えられます。

以上でございます。

議長（山田会長）

事務局の説明が終わりましたので、質疑の前に担当委員からの現地調査結果の報告をお願いいたします。

なお、説明に当たりましては、個人情報保護の観点から直接個人名を使わず、譲渡人、譲受人等の表現で報告をお願いします。

それでは、1番の案件につきまして、議席番号18番、有田孝義委員、報告をお願いいたします。

有田孝義委員

18番の有田です。1番の案件について報告いたします。12月1日に農業委員2名と、事務局職員1名で現地を調査いたしました。

現在、県外に居住している譲渡人の要望に、親戚である譲受人が応じて申請地

を取得し農業を始めるものです。申請地はきれいに管理されており、近所の農家の方に指導を受けながら、野菜の栽培を行うということで、問題ないと思われま

す。
ご審議の程、よろしく申し上げます。

議長（山田会長）

続きまして、2番、6番の案件につきまして、議席番号7番、下田敏純委員、報告をお願いいたします。

下田敏純委員

9番の下田です。議案第1号の2番ですが、11月30日に委員2名、事務局2名で現地確認をしました。

現地は保全管理してありました。高齢となり、農業後継者もない譲渡人の要望に譲受人が応じたものです。主としてミカンを栽培し、その他、柿や栗を栽培する予定です。農地を適正に管理してくれると思います。宜しくご審議をお願いします。

続きまして議案第1号の6番、11月30日委員2名、事務局2名で現地確認をしました。

現地は、栗や柿が栽培してありました。高齢のため維持管理が困難となった譲渡人の申し出に、近々、近傍の古民家を改装し、転居予定の譲受人が応じたものです。10月の総会にて審議した農地と合わせてしっかり管理する予定です。

宜しくご審議をお願いします。

議長（山田会長）

続きまして、3番の案件につきまして、議席番号17番、岩本憲慈委員、報告をお願いいたします。

岩本憲慈委員

17番の岩本です。3番の案件について報告いたします。すぐる12月1日に事務局職員1名と農業委員2名で現地を調査いたしました。

譲受人は、申請地に隣接した宅地に住んでおり、自家消費用の野菜や景観作物を栽培するため、市外に居住する譲渡人に申し出たものです。申請地は以前から畑として管理され、今後も同様の管理が見込まれますので、問題ないと思います。

ご審議の程、よろしくをお願いいたします。

議長（山田会長）

続きまして、5番の案件につきましては、議席番号4番、藤野俊孝委員、報告をお願いいたします。

藤野俊孝委員

4番の藤野です。5番の案件について補足説明いたします。すぐる11月30日に農業委員2名と事務局職員2名で、現地調査を行いました。

先ほど事務局の説明通り、遺言により譲られることになり、これを受入れるものであり、受け入れ後は、柿、梅等を栽培する予定で、苗木の植えつけから収穫まで一連の作業は、本人が行いますので、特に問題ないと思いますので、ご審議の程、宜しくをお願いいたします。

議長（山田会長）

事務局及び担当委員の説明、報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑がある方は、挙手され、起立して議席番号及び氏名を述べられ、ご発言をお願いいたします。

質疑は、ございませんか。

ないようですので、質疑を打ち切り採決します。

それでは、「議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可」について、1番から3番及び5番と6番の案件につきまして、「許可」とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

全員挙手と認めます。

よって本議案については、原案のとおり「許可」とすることと決しました。

議長（山田会長）

次に4番の案件についての審議に入りますので、 は退席をお願いします。

（該当委員 退席）

議長（山田会長）

それでは、4番の案件について、事務局の説明を求めます。

事務局（中川事務局主幹）

それでは、ご説明いたします。総会議案書2ページをお開きください。4番、

申請者、土地の所在等は、議案書に記載のとおりでございます。登記地目は、田1筆で、面積は、1,573㎡、位置図は13、14ページ、公図は、15ページをご覧ください。申請地は、下関市役所豊浦総合支所室津支所から南東へ、約700mに位置している、過去に農業公共投資の対象となった農地です。

申請理由は、高齢で耕作が困難となり、農業後継者もいなり譲渡人の要望に、前耕作者である譲受人が応じたものでございます。申請地は、譲受人の自宅から、XXXXXXXXXXの距離に位置しており、譲受後は、水稻を栽培する予定で、贈与による所有権の移転となっております。

譲受人は農地を効率的に利用し、耕作に必要な労働力、農業用機械を所有しており、周辺農地の農業上の総合的な利用の確保に支障が生ずる恐れがないことから、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可基準を満たしていると考えられます。

以上でございます。

議長（山田会長）

事務局の説明が終わりましたので、質疑の前に担当委員からの現地調査結果の報告をお願いいたします。

4番の案件につきまして、議席番号9番、石田安男委員、報告をお願いいたします。

石田安男委員

議席9番の石田です。4番の案件について補足説明をいたします。11月29日に農業委員2名、事務局職員2名で現地を確認いたしました。譲渡人は高齢で耕作が困難となり、農業後継者がいないことから、現在、耕作をしていただいている譲受人に申し出たもので、譲受人がこれに応じたものです。譲受人は、認定農業者として、本格的に大規模稲作を行っていて、夫婦、後継者と共に営農し、一連の農作業用機械を複数台装備しています。申請地は、自宅からXXXXXXXXXXの地区の中央に位置し、譲受人の倉庫等の施設に隣接している圃場整備田で、利便性が良く、現在、小麦が作付されており、適正に管理されています。贈与による所有権の移転です。なんら問題はないと思います。

ご審議の程、よろしく申し上げます。

議長（山田会長）

事務局及び担当委員の説明、報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑は、ございませんか。

ないようですので、質疑を打ち切り採決します。

それでは、「議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可について」の4番の案件につきまして、「許可」とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

全員挙手と認めます。

よって本議案については、原案のとおり「許可」とすることと決しました。

それでは、 は着席をお願いいたします。

(該当委員 着席)

議長（山田会長）

次に日程第2「議案2号 農地法第5条第1項の規定による許可について」をお諮りします。

事務局の説明を求めます。

事務局（中川事務局主幹）

説明の前に議案書の訂正がございます。

2番と3番の位置図等が相反しておりました。正しくは、2番の資料は、33ページから36ページ、3番の資料が、29ページから32ページとなります。詳細については、本日お配りしております議案書の訂正にてご確認願います。

大変申し訳ございませんでした。

それでは、ご説明いたします。総会議案書22ページをお開きください。1番、申請者、土地の所在等は、議案書に記載のとおりでございます。位置図は、24ページから26ページ、公図は、27ページ、土地利用計画図は28ページをご覧ください。申請地は、下関市役所菊川総合支所から北西へ約4.1kmに位置している、過去に農業公共投資の対象となっていない小集団の農地で、「第2種農地」となります。

転用目的は、駐車場でございます。申請理由につきましては、貸付人が代表を務める法人の駐車場が手狭になったことから、事業所の近くに位置している申請地を選定し、この度の計画に至ったものでございます。賃借権の設定となっております。

本件には、一体利用地はなく、計画面積は、土地利用計画からみて適当と判断しております。申請地に隣接した農地はございません。汚水の発生はなく、雨水のみ、公衆用道路から道路側溝に放流されることから、周辺農地の営農には支障

ないと判断しました。

なお、本案件は、追認案件で、詳細な時期は不明となっておりますが、数年前から駐車場として利用していたことから、下関市農業委員会会長あてに、始末書の提出がなされております。

本件は、「他に適当な土地がないため」、許可基準を満たしていると考えられます。

22ページに戻りまして、2番、申請者、土地の所在等は、議案書に記載のとおりでございます。2番の位置図は、33、34ページ、公図は、35ページ、土地利用計画図は36ページとなります。33ページの位置図が、議案第2号2番となりますので、議案書の訂正をお願いいたします。

申請地は、下関市役所王司支所から北西へ約1.6kmに位置している、過去に農業公共投資の対象となっていない小集団の農地で、「第2種農地」となりません。

転用目的は、非フィットによる、太陽光発電設備で、売電先である法人からの意向表明書が提出されております。申請理由につきましては、太陽光発電事業が好調なことから、新たな発電設備の設置用地を探していたところ、申請地周辺には太陽光を遮る工作物もなく安定的な日射量が見込まれることから、この度の計画に至ったもので、譲受人の要望に、譲渡人が応じたものでございます。申請者からは、代替地検討表が提出されており、売買による所有権の移転となっております。

本件には、一体利用地はなく、計画面積は、過去に転用許可された案件と比較しても妥当であり、市農業委員会の農地法関係事務に係る指導指針の建ぺい率及び土地利用計画からみても、適当であると判断いたしました。

なお、下関市太陽光発電事業と地域環境との調和に関する条例に係る環境部との協議は、既に終了しております。

土砂の流出対策としては、申請地に隣接した農地が一部ございますが、既存の畦畔で分断しており、汚水の発生はなく、雨水のみ、農業用排水路に放流されますが、流量に変化はないことから、周辺農地の営農には支障ないと判断しました。

本件は、「他に適当な土地がないため」、許可基準を満たしていると考えられます。

総会議案書23ページをお開きください。3番、申請者、土地の所在等は、議案書に記載のとおりでございます。3番の位置図は、29、30ページ、公図は、31ページ、土地利用計画図は32ページとなります。29ページの位置図が、議案第2号3番となりますので、議案書の訂正をお願いいたします。

申請地は、下関市役所内日支所から南西へ約300mに位置している「第3種

農地」で、該当条文は、議案書記載のとおりでございます。譲受人は、2と同じ法人で、転用目的、申請理由につきましても、2番と同様です。

本件には、一体利用地はなく、計画面積は、2同様に、適当であると判断いたしました。

なお、下関市太陽光発電事業と地域環境との調和に関する条例に係る環境部との協議については、既に終了しており、下関土地改良区からは、土地改良区の事業には、支障ない旨の内容が記載された意見書が提出されております。

申請地に隣接した農地はございません。汚水の発生はなく、雨水のみ、農業用排水路に放流されますが、流量に変化はないことから、周辺農地の営農には支障ないと判断しました。

本件は、「第3種農地」であるため、許可基準を満たしていると考えられます。

総会議案書23ページをお開きください。4番、申請者、土地の所在等は、議案書に記載のとおりでございます。位置図は、37、38ページ、公図は、39ページ、土地利用計画図は40ページをご覧ください。申請地は、下関市役所豊北総合支所田耕支所から南東へ約500mに位置している、「第2種農地」で、該当条文は、議案書記載のとおりでございます。

転用目的は、非フィットによる、低圧連携の太陽光発電設備2基を設置するもので、譲受人は、小売電気事業者でございます。申請理由につきましては、事業拡大の為、新たな発電設備の設置場所を探していたところ、日当たりが良く、計画に必要な面積も確保できることからこの度の計画に至ったもので、耕作及び管理が困難な譲渡人が、譲受人の要望に応じたもので、申請者からは、代替地検討表が提出されており、売買による所有権の移転となっております。

本件の設置工事には、私有地を通行いたしますが、土地所有者は承諾しており、また、表面雨水が、隣接地をとおり河川に放流される計画となっておりますが、全ての土地所有者は承諾しております。本件には、一体利用地はなく、計画面積は、過去に転用許可された案件と比較しても妥当であり、市農業委員会の農地法関係事務に係る指導指針の建ぺい率及び土地利用計画からみても、適当であると判断いたしました。

なお、下関市太陽光発電事業と地域環境との調和に関する条例に係る環境部への届出書は、既に提出済でございます。

申請地に隣接した農地はございません。汚水の発生はなく、雨水のみ、隣接地をとおり河川に放流されることから、周辺農地の営農には支障ないと判断しました。

本件は、「他に適当な土地がないため」、許可基準を満たしていると考えられます。

以上でございます。

議長（山田会長）

事務局の説明が終わりましたので、担当委員からの現地調査結果の報告をお願いいたします。

それでは、1番の案件につきまして、議席番号13番、伊田喜弘委員、報告をお願いいたします。

伊田喜弘委員

13番伊田です。議案第2号番号1番について調査結果をご報告いたします。令和5年11月30日に事務局1名と農業委員2名で現地を調査いたしました。

申請地は、譲渡人の母親が畑地として耕作していたが10年位前から耕作を止めており、現況は隣接する公道と同じ高さに埋め立て駐車場として利用されていきました。申請地の地目が畑地であることに気が付かず、駐車場として利用していたことについては、農業委員会会長あての始末書が提出されており、深く反省しております。

この度、譲渡人が経営する建設業の敷地が手狭になり、当該申請地を従業員用の駐車場に利用するための申請です。汚水はなく、雨水は自然流下で、他の農地に与える影響は全くありません。本件は、追認案件でやむを得ないと考えております。

ご審議の程、よろしく申し上げます。

議長（山田会長）

続きまして、2番の案件につきましては、議席番号4番、藤野俊孝委員、報告をお願いいたします。

藤野俊孝委員

議席4番の藤野です。2番の案件について補足説明いたします。すぐる11月30日、農業委員2名と事務局職員2名で、現地調査を行いました。

事務局の説明の通り、小集団の第2種農地で、譲受人が太陽光発電設備を設置するものです。現在農業をする予定のない譲渡人が要望に応じたもので、雨水は農業用排水路に放流され、汚水はなく、周辺の農地も影響はなく、特に問題ないと思いますので、ご審議の程、よろしく申し上げます。

議長（山田会長）

続きまして、3番の案件につきまして、議席番号7番、下田敏純委員、報告をお願いいたします。

下田敏純委員

7番の下田です。議案第2号の3について、補足説明いたします。11月30日に委員2名、事務局2名で現地確認をしました。現地は、不在地主にもかかわらず、草刈りもしてあり、しっかり管理されていました。

農業をする予定のない譲渡人が日当たりも良く太陽光発電に適している為、譲受人の要望に応じたものです。第3種農地で地元土地改良区の事前協議済みです。汚水発生はなく、雨水は自然流下で農業用水路に流れます。支障はないと思われまますので、宜しくご審議をお願いします。

議長（山田会長）

続きまして、4番の案件につきまして、議席番号17番、岩本憲慈委員、報告をお願いいたします。

岩本憲慈委員

17番の岩本です。4番の案件につきましてご報告します。すぐる12月1日に農業委員2名と事務局職員1名で現地を調査いたしました。

申請内容の詳細については、事務局から説明があったとおりです。申請地は休耕田で、雑草がびっしり生えておりました。譲渡人の1人は高齢で、もう1人は県外に住んでいるため、耕作や管理ができなくなっていたところ、譲受人から太陽光発電設備の提案があり、それを受けたもので、日当たりの良い場所でもあり、致し方ないものと判断いたしました。

ご審議の程、よろしくをお願いいたします。

議長（山田会長）

事務局及び担当委員の説明報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑は、ございませんか。

ないようですので、質疑を打ち切り採決します。

それでは、「議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可について」、「許可」とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

全員挙手と認めます。

よって、原案のとおり「許可」とすることと決しました。

議長（山田会長）

次に日程第3「議案第3号 農地法第5条第1項による許可案件の事業計画変更に係る意見決定について」をお諮りします。

事務局の説明を求めます。

事務局（中川事務局主幹）

本議案は、山口県知事に許可された案件を変更するもので、農業委員会は、意見決定し、その旨を、山口県知事に進達するものでございます。

それでは、ご説明いたします。総会議案書41ページをお開きください。1番、申請者、土地の所在等は、議案書に記載のとおりでございます。位置図は、43、44ページ、公図は45ページで、変更前の土地利用計画図は、46、47ページ、変更後の土地利用計画図は、48ページをご覧ください。

変更内容は、目的の変更と工事期間の延長で、申請地は、造成工事は完了しております。目的の変更に至った理由及びこの度の計画に至った理由については、議案書にも記載しておりますが、申請者は、既に倉庫の建築を断念しており、このままの状況では、事業完了することは困難であると思われま

す。詳しくご説明いたします。申請地は、過去に公共投資の対象となった農地で、「第1種農地」となります。転用目的は、長屋住宅2棟の建築と入居者用駐車場14台分を整備するもので、申請地の北側の私所有の公衆用道路の持ち分を申請者は、所有しております。申請理由につきましては、議案書記載のとおりで、本件には、一体利用地はなく、計画面積は、土地利用計画からみて適当と判断しております。また、既に建物の建築等に必要な資金については、金融機関からの融資証明書が提出されており、この度の計画については、確実であると判断いたしました。

土砂の流出対策としては、申請地に隣接した農地が一部ございますが、コンクリートブロックを設置する計画となっており、汚水は、集落排水で処理され、雨水のみ、道路側溝に放流されることから、周辺農地の営農には支障ないと判断しました。

本件は、第1種農地ではございますが、農地法施行規則第33条第4号、「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上必要な施設で、集落に接続して設置されるもの」に該当し、この度の目的変更においても、許可基準を満たしていると考えられます。

総会議案書42ページをお開きください。2番、申請者、土地の所在等は、議案書に記載のとおりでございます。位置図は、49、50ページ、公図は51ページで、土地利用計画図は、52ページご覧ください。

変更内容は、工事期間の延長でございます。変更理由につきましては、議案書記載の理由により造成工事を中断していたことから、工事期間内の事業完了

に至らなかったもので、令和6年11月30日までの、期間延長を行うものでございます。

以上でございます。

議長（山田会長）

事務局の説明が終わりましたので、質疑の前に担当委員からの現地調査結果の報告をお願いいたします。

それでは、1番の案件につきまして、議席番号11番、河本隆一委員、報告をお願いいたします。

河本隆一委員

11番の河本です。去る11月30日、事務局1名、農業委員2名で現地調査に参りました。

この案件は先程、事務局からの説明がありましたように、事業計画変更で、倉庫を住宅に切り替えるという内容で、倉庫を建てることを断念し、その計画地に長屋住宅を建設するものであります。現地は周り全部が住宅に囲まれておりまして、住宅には適したところでございます。

もう造成も終わっておりますので、この計画変更は致し方ないと思っております。

なお、汚水の処理は集落排水に、また雨水等は道路側溝に流す計画です。周りの農地に影響もないようですので、致し方ないと思われまして。

ご審議の程、よろしく申し上げます。

議長（山田会長）

続きまして、2番の案件につきまして、議席番号4番、藤野俊孝委員、報告をお願いいたします。

田上光義委員

4番の藤野です。2番の案件について補足説明させていただきます。

すぐる11月30日、農業委員2名と事務局職員2名で、現地調査を行いました。先程の事務局の説明の通り、計画されていた開発計画が中止となり、事業完了に至らなかったものです。この度、資材置き場として利用したい旨の相談を受け、工事期間の延長をお願いし、事業完了を行うものです。

周辺に影響もなく、やむを得ないと思っておりますので、ご審議の程、よろしく申し上げます。

議長（山田会長）

事務局及び担当委員の説明報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑は、ございませんか。

ないようですので、質疑を打ち切り採決します。

それでは、「議案第3号 農地法第5条第1項による許可案件の事業計画変更に係る意見決定について」、「承認相当」とすることに賛成委員の挙手を求めます。

全員挙手と認めます。

よって、原案のとおり「承認相当」とすることと決しましたので、その旨の意見を付して山口県知事に送付します。

議長（山田会長）

次に日程第4「議案第4号 現況確認について」をお諮りします。

事務局の説明を求めます。

事務局（中川事務局主幹）

総会議案書53ページをお開きください。1番、申請者、土地の所在等は、議案書に記載のとおりでございます。登記地目、畑1筆、面積は、323㎡で、申請地の位置図は、55、56ページ、公図は57ページをご覧ください。申請地は、下関市役所から北西へ、約660mに位置する土地でございます。

令和5年11月29日に、農業委員2名、最適化推進委員1名と事務局職員2名で現地調査を行いました結果、議案書記載のとおり、竹が繁茂しており、現況確認書交付事務取扱要領第5条第3号アに該当し、「非農地」との判断になっております。

53ページに戻りまして、2番、申請者、土地の所在等は、議案書に記載のとおりでございます。登記地目、畑2筆、合計面積は、1,414㎡で、申請地の位置図は、58、59ページ、公図は60ページをご覧ください。申請地は、下関市役所川中支所から南西へ、約1.6kmに位置する土地でございます。

令和5年11月29日に、農業委員2名、最適化推進委員1名と事務局職員2名で現地調査を行いました結果、議案書記載のとおりでございます。[REDACTED]番は、一部に灌木が繁茂しており、現況確認書交付事務取扱要領第5条第3号イに、[REDACTED]番は、山林化しており、現況確認書交付事務取扱要領第5条第3号アに該当し、どちらの筆も「非農地」との判断になっております。

総会議案書54ページをお開きください。3番、申請者、土地の所在等は、議案書に記載のとおりでございます。登記地目、畑1筆、面積は、1,074㎡で、申請地の位置図は61、62ページ、公図は63ページをご覧ください。申請地

は、JR 山陰本線綾羅木駅から南東へ約 800 m に位置する土地でございます。

令和 5 年 1 月 29 日に、農業委員 2 名、最適化推進委員 1 名と事務局職員 2 名で現地調査を行いました結果、議案書記載のとおり、竹等が繁茂しており、現況確認書交付事務取扱要領第 5 条第 3 号アに該当し、「非農地」との判断になっております。

54 ページに戻りまして 4 番、申請者、土地の所在等は、議案書に記載のとおりでございます。登記地目、田 1 筆、面積は、323 m²で、申請地の位置図は、64、65 ページ、公図は 66 ページをご覧ください。申請地は、下関市役所川中支所から南西へ、約 1.6 km に位置する土地でございます。

令和 5 年 1 月 29 日に、農業委員 2 名、最適化推進委員 1 名と事務局職員 2 名で現地調査を行いました結果、議案書記載のとおり、通路である赤線から申請地には、至ることが困難な状況で、現況確認書交付事務取扱要領第 5 条第 5 号アに該当し、「非農地」との判断になっております。

以上でございます。

議長（山田会長）

事務局の説明が終わりましたので、質疑の前に地区委員からの現地調査結果の報告をお願いいたします。

それでは、当該案件につきまして、議席番号 5 番、田崎育子委員、報告をお願いいたします。

田崎育子委員

5 番の田崎です。議案第 4 号、1 番について申し上げます。1 月 29 日、農業委員 2 名、推進委員 1 名、事務局職員 2 名で、現地調査に参りました。詳細は事務局の説明の通りです。

申請地は、市街化区域の上田中町にありまして、住宅地の中に細く急な坂道を 100 メートルぐらい上ったところにありました。申請地の傍には、空き家があって、申請地は鬱蒼とした竹林であり、非農地と判断しました。

2 番と 4 番を一緒に説明させていただきます。1 月 29 日、農業委員 2 名、推進委員 1 名、事務局職員 2 名で、現地確認に参りました。詳細は事務局の説明の通りです。

申請地は、長州出島の入口のところにある農地です。2 番は山林に隣接し、一部灌木が繁茂し、林野化が想定されました。また 4 番は赤線から申請地に辿り着くことができず、2 番、4 番とも非農地と判断いたしました。

それから、3 番について申し上げます。1 月 29 日、農業委員 2 名、推進委員 1 名、事務局職員 2 名で現地調査に参りました。詳細は事務局の説明の通りで

す。

申請地は川中小学校の近くにあり、昭和49年ぐらいから耕作しておらず、竹等が繁茂していて、非農地と判断させていただきました。

よろしくご審議の程、お願いします。

議長（山田会長）

事務局の説明及び担当委員の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑は、ございませんか。

ないようですので、質疑を打ち切り採決します。

「議案第4号 現況確認について」、「非農地」とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

全員挙手と認めます。

よって本議案は、原案のとおり決しました。

議長（山田会長）

次に日程第5「議案第5号 農業振興地域整備計画の変更に係る意見決定について」をお諮りします。

事務局の説明を求めます。

事務局（中川事務局主幹）

ご説明いたします。総会議案書67ページをお開きください。本案件は、農業振興地域整備計画の変更を行うにあたり、農業振興地域の整備に関する法律に基づき、下関市長から農業委員会へ意見を求められたものでございます。1番と2番は、同じ申出地で、変更理由も同じでございますので、併せてご説明いたします。

1番、2番、申出者、土地の所在等は議案書に記載のとおりでございます。位置図は68ページから70ページ、1番の公図は、71ページ1番の土地利用計画図、立面図は、72、73ページ、2番の公図は、74ページ、2番の平面図、立面図は、75、76ページをご覧ください。申出地は、下関市役所豊北総合支所神玉支所から北西へ約1.8kmに位置する農地で、計画変更の理由は、携帯電話基地局を設置するためでございます。

どちらの案件も、農用地区域からの除外で、重要変更となります。

以上でございます。

議長（山田会長）

事務局の説明が終わりましたので、質疑の前に、地区委員に現地調査の結果の報告をお願いします。

1番、2番の案件につきまして、議席番号18番、有田孝義委員、報告をお願いいたします。

有田孝義委員

18番の有田です。1番及び2番の案件について報告いたします。12月1日に農業委員2名と、事務局職員1名で現地を調査いたしました。

1番の案件と2番の案件はともに、携帯電話事業者が電波状況の改善を目的に、基地局を設置するものであり、災害発生時の通信の確保や、地域住民の利便性向上のため、特に必要となるもので、農用地区域からの除外について、問題は無いものと判断いたしております。

ご審議の程、よろしくをお願いいたします。

議長（山田会長）

事務局の説明及び地区委員の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

ないようですので、質疑を打ち切り採決します。

それでは、「議案第5号 農業振興地域整備計画の変更に係る意見決定について」、「意見なし」とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

全員挙手と認めます。

よって、「議案第5号農業振興地域整備計画の変更に係る意見決定について」、「意見なし」とすることと決しましたので、その旨の意見を付して下関市長に送付します。

議長（山田会長）

次に日程第6「議案第6号 相続税の納税猶予に関する適格者証明について」をお諮りします。

事務局の説明を求めます。

事務局（中川事務局主幹）

ご説明します。総会議案書77ページをご覧ください。この案件は、申請者が租税特別措置法第70条の6第1項の規定の適用を受けるために、適格者で

あることの証明を行うものでございます。

1番、申請者、被相続人及び土地の所在等は、議案書に記載のとおりでございます。登記地目、現況地目ともに畑が2筆で、合計面積は、1,410㎡でございます。位置図は、78、79ページ、公図は80ページをご覧ください。申請地は、JR山陽本線幡生駅から北東へ約1.7kmに位置する市街化区域内にある農地でございます。

現地調査の結果、農地はいずれも適正に維持管理されており、申請者は相続税納税猶予を受けるための要件である「相続税の申告期日までに農業経営を開始し、その後、引き続き農業経営を行う者」を満たしていると思われま

す。以上でございます。

議長（山田会長）

事務局の説明が終わりましたので、質疑の前に地区委員からの現地調査結果の報告をお願いいたします。

それでは、当該案件につきまして、議席番号5番、田崎育子委員、報告をお願いいたします。

田崎育子委員

5番の田崎です。議案第6号の1番について申し上げます。

11月29日、農業委員2名、事務局2名で、現地調査に参りました。申請地は熊野地区の住宅地の中にある農地でした。

雑草の一つも無い位に野菜が栽培され、適正に管理されておりました。

よろしくご審議の程、お願いいたします。

議長（山田会長）

事務局及び地区委員の説明報告が終わりました。これより質疑に入ります。質疑は、ございませんか。

ないようですので、質疑を打ち切り採決します。

議案第6号「相続税の納税猶予に関する適格者証明について」、納税猶予適格者であることを証明することについて、賛成委員の挙手を求めます。

全員挙手と認めます。

よって本議案は、原案のとおり可決されましたので、適格者証明を交付することといたします。

議長（山田会長）

次に、日程第7「議案第7号 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第5条により改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」をお諮りします。

事務局の説明を求めます。

事務局（中川事務局主幹）

ご説明いたします。総会議案書81ページをお開きください。1番、この案件は、令和5年12月28日公告予定分に係る決定でございます。詳細につきましては、82ページから110ページの「1. 農用地利用集積計画一覧表（令和5年12月28日公告予定分）」をご覧ください。

82ページから109ページの案件は利用権に係る決定です。別紙「議案第7号関係資料」の1ページから3ページに、地区別の利用権設定面積の一覧表、田畑の新規更新別の一覧表、期間別の一覧表をお示ししております。

110ページの案件は所有権移転に係る決定です。農地の所在、対価等は一覧表に記載のとおりです。売買による所有権移転です。

いずれの案件も、計画内容は「下関市農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想」に適合し、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条により改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えられます。

以上でございます。

議長（山田会長）

事務局の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑は、ございませんか。

ないようですので、質疑を打ち切り採決します。

「議案第7号 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第5条により改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」、賛成の委員の挙手を求めます。

全員挙手と認めます。よって本議案については、原案のとおり決定しましたので、その旨を下関市長へ通知することといたします。

議長（山田会長）

それでは、次に日程第8「議案第8号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第1項の規定による農用地利用集積等促進計画（配分）に係る意見決定について」をお諮りします。

事務局の説明を求めます。

事務局（中川事務局主幹）

ご説明いたします。総会議案書111ページをお開きください。この案件は、農地中間管理機構が借受けた農地を、公募した借受け希望農家に配分するにあたり、下関市長から農用地利用集積等促進計画（配分）に係る意見を求められたものでございます。

1番、内容につきましては、112ページの「1. 農用地利用集積等促進計画（配分）（案）（下関区域分）」と、113ページの「利用権の設定を受ける者の経営状況（下関区域分）」をご覧ください。

2番、内容につきましては、114ページの「2. 農用地利用集積等促進計画（配分）（案）（豊浦区域分）」と、115ページの「利用権の設定を受ける者の経営状況（豊浦区域分）」をご覧ください。

3番、内容につきましては、116から128ページの「3. 農用地利用集積等促進計画（配分）（案）（菊川区域分）」と、129ページの「利用権の設定を受ける者の経営状況（菊川区域分）」をご覧ください。

4番、内容につきましては、130ページの「4. 農用地利用集積等促進計画（配分）（案）（豊北区域分）」と、131ページの「利用権の設定を受ける者の経営状況（豊北区域分）」をご覧ください。

別紙「議案第8号関係資料」に地区別の配分に関する利用集積等促進計画集計表をお示ししております。いずれの案件も、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の各要件を満たしていると考えられます。

以上でございます。

議長（山田会長）

事務局の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

ないようですので、質疑を打ち切り採決します。

それでは、「議案第8号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第1項の規定による農用地利用集積等促進計画（配分）に係る意見決定について」、原案のとおり「意見なし」とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

全員挙手と認めます。

よって、原案のとおり「意見なし」と決しましたので、その旨の意見を付して下関市長に送付いたします。

以上で、審議事項はすべて終わりました。

議長（山田会長）

次に、日程第9「報告第1号」から日程第17「報告第9号」までを一括して、事務局より報告を求めます。

事務局（足立事務局次長）

ご報告いたします。総会議案書132から137ページ、報告第1号「農地法第3条の3第1項の規定による届出について」は、21件ございました。

138ページ、報告第2号「農地法第4条第1項第7号の規定による転用届出について」は、1件ございました。内容につきましては、記載のとおりでございます。書類等そろっておりましたので、専決により、受理通知書を交付いたしました。

139から140ページ、報告第3号「農地法第5条第1項による許可案件の事業計画変更の承認について」は、5件ございました。簡易な事項についての処理に関することにより専決により承認いたしました。

165ページ、報告第4号「農地法第5条第1項第6の規定による転用届出について」は、4件ございました。内容につきましては、記載のとおりでございます。書類等そろっておりましたので、専決により、受理通知書を交付いたしました。

166ページ、報告第5号「現況確認について」は、3件ありました。内容につきましては、記載のとおりでございます。農業委員による現地確認を行い、現況確認書交付事務取扱要領により現況確認書を交付いたしました。

177から196ページ、報告第6号「農地法第18条第6項の規定による通知について」は、利用権で設定されていた賃貸借の合意解約が81件ございました。内容につきましては、記載のとおりでございます。

197ページ、報告第7号「農地の転用事実に関する証明について」は4件ございました。内容につきましては、記載のとおりでございます。農業委員による現地確認を行い、提出された書類にて農地以外である旨が確認できましたので、証明証を交付いたしました。

198から200ページ、報告第8号「農地法第5条第1項による許可案件の

現地確認の報告について」でございます。内容につきましては、記載のとおりでございます。

201ページ、報告第9号「令和5年度第8回総会議案第1号の審議案件の訂正について」でございます。内容につきましては、記載のとおりでございます。

以上、ご報告いたします。

議長（山田会長）

ただいまの報告第1号から第9号につきまして、ご意見、ご質問等ございませんか。

金田委員、どうぞ。

金田豊和委員

16番、金田です。1点お尋ねですが、報告第8号の1番の案件ですけど、これは全部の所有権移転が終わってない、ということでしょうか。

事務局（岡本事務局主任）

1番の案件については、元の土地の所有者から譲受人の方に所有権移転は終わっております。

以上でございます。

金田豊和委員

所有権移転が済んでいるなら、もう農業委員会でどうにもできない案件に、この様に手間暇をかけるのは如何なものか。

事務局（岡本事務局主任）

ただいま、委員にお話いただいたように、所有権移転が終わっておりますので、この案件について、指導等はできません。ただ、資材置場を一定期間利用しないで、他の目的に変える事業者がいますので、農業委員会は許可後も一定期間の確認をなささいという通知が来ております。

一定期間、これについての具体的な期間をどうするかという時に、3年程度ということで、ご承認いただいておりますので、本案件についての所有権は終わっておりますが、3年間については、現地の確認をさせていただきたいと考えております。

以上でございます。

金田豊和委員

はい、分かりました。

もう一点、しいたけ栽培の原木置き場の案件は、もう実施されていますか。

事務局（岡本事務局主任）

永田郷の案件だと思いますけれども、現在、造成等はほぼ完了していると思われませんが、建物の方はまだ、建築されておられませんので、事業は開始されておられません。

建築後に完了報告書等の報告があると思いますが、その時には工事期間が延長になっていると思われれますので、事務局として、必要な手続きをするよう指導したいと思っております。

金田豊和委員

わかりました。

議長（山田会長）

ほかにございませんか。

ないようですので、以上をもちまして「令和5年度第9回定例総会の閉会」を宣告いたします。

(終了時刻 10時40分)

上記の議事録は正確と認め署名する。

議長.....

署名委員.....

署名委員.....